

ふじみ野市中小企業中口資金
融資のご案内

ふじみ野市役所産業振興課商工労政係

〒356-8501

埼玉県ふじみ野市福岡1-1-1

TEL 049-262-9023（直通）

ふじみ野市中小企業中口資金融資あっせん制度

この制度は、中小企業の振興を図るため、ふじみ野市内において事業を営む中小企業者に対し、特定金融機関の協力の下に必要な事業資金の融資をあっせんすることを目的としています。

1 対象者

- (1) 市内に住民登録または、法人登記していること。
- (2) 市内に1年以上事業所を有し、同一事業を営んでいること。
- (3) 市税を完納していること。
- (4) 保証協会の保証を受けられる者であること。

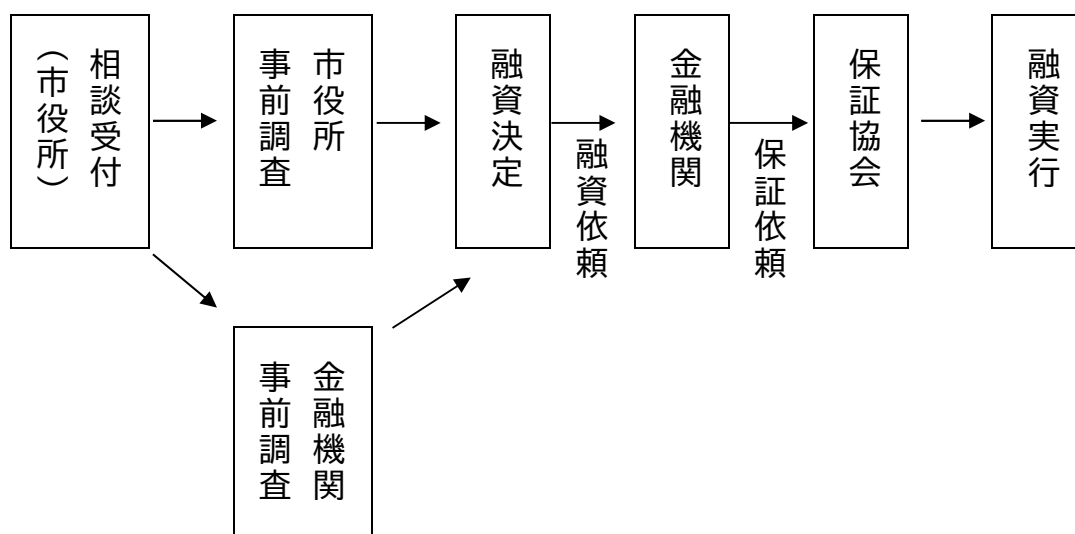
※事前に埼玉県信用保証協会にお問い合わせください。

2 融資条件

- (1) 資金使途 運転資金または設備資金
- (2) 融資金額 1企業につき2,000万円以内
- (3) 融資利率
 - 融資期間 3年以内 2.1%
 - 3年超5年以内 2.3%
 - 5年超 2.5%

(令和8年11月1日融資実行分から)
- (4) 融資期間 運転資金は10年以内(据置期間1年以内)
設備資金は12年以内(据置期間1年以内)
- (5) 返済方法 毎月割賦償還
- (6) 保証人 個人事業者についてはなし、法人事業者については代表者とする。
- (7) 担保 必要に応じて特定金融機関と保証協会の協議により定める。
- (8) 融資あっせん、及び却下決定につきましては、事前調査の日から2週間程度かかります。

3 融資申込み



4 特定金融機関

金融機関名	電話番号
埼玉りそな銀行上福岡支店	2 6 1 - 2 2 5 1
埼玉りそな銀行大井支店	2 6 2 - 3 7 1 1
三井住友銀行上福岡支店	2 6 2 - 5 3 1 1
武蔵野銀行大井支店	2 6 1 - 2 5 7 1
東和銀行大井町支店	2 6 4 - 5 1 1 1
埼玉縣信用金庫上福岡支店	2 6 1 - 3 3 5 0
埼玉縣信用金庫ふじみ野支店	2 6 6 - 2 7 1 1
川口信用金庫ふじみ野支店	2 6 7 - 4 5 0 1
飯能信用金庫ふじみ野支店	2 6 9 - 4 9 1 1

5 申込み・問い合わせ

ふじみ野市市民活動推進部産業振興課商工労政係

☎ 0 4 9 - 2 6 2 - 9 0 2 3 (直通)

融資申込にあたっての添付書

◎融資申込みの際には次のような書類を提出していただきます。（各1通）

資金使途		添付書類	法人	個人	書類のある所・備考等
設備資金	運転	融資あっせん申込書	○	○	産業振興課
		信用保証委託契約書（写し可）	○	○	最寄りの埼玉県信用保証協会 （中口資金融資実行報告書提出時）
		市県民税課税証明書		○	税務課
		市県民税納税証明書	○	○	収税課
		印鑑証明書（申込人・保証人）	○	○	個人は市民課・法人は法務局
	転資	白色申告書（写）【収支内訳書】 【貸借対照表・損益計算書】		○	白色申告者 【 】内のどちらか1つを提出
		青色申告書及び決算書（写）		○	青色申告者
		決算書（写）	○		直近年度のもの
		試算表（決算後6ヶ月以上経過）	○		最新月のもの
		履歴事項全部証明書	○		法務局（最近3ヶ月以内のもの）
		所在証明書	○		税務課
		定款（写）	○		
		支払証明書	○	○	最近3ヶ月の各支払費用の明細
		経歴書	○	○	産業振興課（職歴及び業歴）
		許認可が必要な事業はその写し	○	○	記載項目が現在と不一致の場合は不可
		宣誓書	○	○	飲食業の場合のみ
		同意書	○	○	産業振興課（法人は代表者も必要）
		所得証明・源泉徴収票	○	○	保証人のみ
		固定資産評価証明書	○	○	保証人のみ
		推薦状	○	○	金融機関支店長名・支店長印
	委任状			法人代表者以外が申請の場合	
	資金	見積書及びカタログ （カタログがない場合は写真）	○	○	見積は値引き後の金額の原本で業者 の社印があり、有効期限内のもの
		図面	○	○	増改築の内容が確認できるもの
		建築確認書（写） （10㎡以上の増改築の場合）	○	○	建築課
		設備完了届	○	○	産業振興課（設備完了後）
賃貸借契約書及び同意書		○	○	賃貸借物件の場合	

※信用保証協会からの依頼があった場合、上記以外に書類の提出があります。